

「秋田県地域防災計画」見直し案の概要について

平成 25 年 12 月 4 日
総 務 部

I 見直しの経緯

災害対策基本法の改正や国の防災基本計画の修正、県議会「総合防災対策調査特別委員会」の提言、最近の大雨災害等を踏まえて、地域防災計画の全面的な見直しを実施。

○ 災害対策基本法の改正、国の防災基本計画の修正への対応

- ・ 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化
- ・ 大規模広域災害に対する即応力の強化、被災者への対応の改善
- ・ 防災教育の強化や多様な主体の参画による地域防災力の向上
- ・ 平素からの防災への取組の強化等

○ 県議会「総合防災対策調査特別委員会」の提言の反映

本県の防災対策、減災対策における、6つの重点事項の施策等について提言

- ・ 情報伝達
- ・ 避難
- ・ 備蓄
- ・ 防災教育
- ・ 後方支援
- ・ 減災対策

○ 最近の大雨災害等への対応

- ・ 大雨災害や台風等、今年度各地に甚大な被害をもたらした災害への対応
- ・ 8月末に公表した「地震被害想定調査」の結果等

II 見直しの視点

- 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化
- 大規模広域災害時における被災者対応等の強化
- 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し

III 主な見直しのポイント

- 大規模な地震・津波に対しては、減災の視点を取り入れ、避難を中心とした対策を強化するとともに、備蓄計画を見直す。
- 災害発生時における迅速・適切な対応のために、災害対策本部の即応体制の強化を図るとともに、新たに広域防災拠点を整備する。
- 頻発・甚大化する自然災害から県民を守るために、避難情報の伝達体制の見直し、土砂災害危険箇所の周知徹底、防災教育の強化を行う。

IV 見直し案の概要

1 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化

- (1) 津波被害の軽減 (P4)
最大クラスの津波想定、住民避難を軸とした津波対策の推進等
- (2) 地震動被害の軽減 (P5)
県有建築物、学校等非構造部材の耐震性強化、地震減災行動計画の策定等
- (3) 災害時の情報提供の充実 (P7)
多様な情報伝達手段を活用した確実な情報伝達、安否情報の収集・伝達等
- (4) 備蓄体制等の強化 (P8)
物流事業者等と連携した救援物資の供給、備蓄計画の策定等
- (5) 交通機能の確保 (P9)
道路・橋梁等輸送ネットワークの確保、緊急通行車両の交通確保等
- (6) 避難所の機能強化 (P10)
女性の視点を取り入れた避難所対策の実施、避難の長期化対策等
- (7) 大規模停電への備え (P11)
避難所や防災拠点における非常用電源の確保、停電を想定した訓練等

2 大規模広域災害時における被災者対応等の強化

- (1) 県境等を越えた被災住民の受け入れ (P12)
全国知事会の広域応援内容の充実、被災者の受入及びニーズに応じた支援等
- (2) 広域防災拠点等の整備 (P13)
広域防災拠点の整備、後方支援等の実施等
- (3) 自治体間の相互支援 (P14)
被災自治体に対する県職員の派遣、県及び県内市町村の協定による応援実施等
- (4) 医療体制の整備 (P15)
災害医療に関する情報システムによる情報共有、備蓄医薬品供給体制確保等
- (5) 防災拠点への燃料油等供給対策 (P16)
緊急支援車両や避難所等への優先給油、燃料油供給に関する情報提供等
- (6) 行政機能の維持・確保等 (P17)
県の現地派遣班による積極的な情報収集、業務継続計画(BCP)の策定等

3 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し

- (1) 最近の風水害・雪害等を踏まえた対策 (P19)
具体的な避難勧告等基準の設定と確実な伝達、雪下ろし注意情報の発表等
- (2) 火山対策の強化 (P20)
火山防災協議会の設置、火山防災マップの整備等
- (3) 帰宅困難者対策 (P21)
一時滞在施設の確保及び物資の提供、民間事業者との連携等
- (4) 防災意識向上のための普及啓発 (P22)
教育活動全体を通じた防災教育、自主防災アドバイザーの派遣等

V 秋田県地域防災計画（案）の構成 (P23)

- 秋田県地域防災計画の「編」及び「節」の構成に従って、見直し概要等を示す。

VI スケジュール

- 平成25年12月 パブリックコメントの実施
- 平成26年 2月 県防災会議で地域防災計画（案）を協議
- " 3月 地域防災計画決定

(1) 津波被害の軽減

(総務部、農林水産部、建設部)

課題・教訓

- 東日本大震災では、それまで想定していなかった巨大な津波が襲来し、海岸堤防の破壊、建物の倒壊、多くの人命が奪われるなど、多方面にわたり甚大な被害をもたらした。
- 岩手県釜石市の小中学生は、迅速かつ適切な避難行動をとり命が助かったが、高台に避難しなかったり、避難開始が遅れた人々は犠牲となった。
- 地震被害想定調査では、早期避難者の割合が高いほど、人的被害が少なくなるという結果となった。
- 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、財産の保護等の観点から海岸保全施設の整備を進める必要がある。

見直し内容

東日本大震災を踏まえた想定地震の設定

- 県は、東日本大震災が連動地震であったことを踏まえ、発生確率は限りなくゼロに近いものの、理論上考え得る最大クラスの地震として、連動地震を設定する。

最大クラスの津波への対策

- 市町村は、避難場所の指定、避難訓練の実施など、「避難」を中心としたソフト対策を講じるとともに、津波による影響の程度や発生確率等を勘案して、避難路の整備、避難タワーの設置等を進める。

住民避難を軸とした津波対策の推進

- 市町村は、新たな津波浸水予測等をもとに、地域の実情を踏まえ、避難所、津波避難ビル、避難路を指定する。
- 市町村は、新たな津波浸水予測等をもとに、津波浸水域、津波浸水深、土地の標高、避難場所、避難路等を示した津波ハザードマップを作成し住民に周知する。
- 国、県及び市町村は、標識柱等の道路施設に海拔表示シートを設置することにより道路利用者や地域住民の津波に対する防災意識の向上を図る。

海岸保全施設等は比較的頻度の高い津波に対応

- 県は、沿岸域の海岸保全施設、港湾施設、漁港施設の津波対策について、比較的頻度の高い津波を想定した「設計津波」の水位に応じた対策を推進する。この水位を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるよう検討する。

(2) 地震動被害の軽減

(総務部、農林水産部、建設部、教育庁、警察本部)

課題・教訓

- ・ 近年の大規模な地震では、天井の落下など、いわゆる「非構造部材」の被害が発生しており、東日本大震災では天井や窓ガラスの落下で人的被害が発生した。
- ・ 農業用ため池の多くは、築造された年代が古く老朽化が進行しており、東日本大震災においても、ため池決壊による人的被害が発生した。また、造成宅地の谷や沢を埋め立てた盛土部を中心に、多くの地盤災害が発生した。
- ・ 本県空港の一部施設では耐震対策が取られておらず、対応を要するものがある。
- ・ 東日本大震災では、警察官、消防団員、水防団員等が津波の犠牲となったことから、防災業務従事者の安全確保を明記する必要がある。
- ・ 東日本大震災では、津波及び液状化現象が発生し、浸水被害、下水道管路施設の土砂閉塞、マンホールの浮上等により、長期にわたり下水道の使用が制限された。
- ・ 地震被害想定調査の結果、人的被害の原因の約9割は、建物の倒壊であった。

見直し内容

建築物の耐震性強化

- ・ 県は、県有建築物や学校等について、これまで実施してきた耐震診断、耐震補強等に加え、天井の仕上げ材などの非構造部材についても、耐震性の確保を図るため各種の点検を実施し、必要な改修等を実施する。
- ・ 県は、家具等の転倒防止対策など住宅等の地震対策について、パンフレット等により、県民への普及啓発を図る。

インフラ・ライフラインの耐震性強化

- ・ 施設管理者は、河川管理施設について「河川構造の耐震性能照査指針」(国交省)に基づき耐震診断を実施し、診断結果を踏まえ重要度に応じて耐震補強を実施する。
- ・ 県及び市町村は、ため池の規模、受益面積等による観点から耐震性を調査した上優先順位を設定し、必要に応じて貯水制限、補強工事等を行い安全性を確保する。
- ・ 県及び市町村は、既存の宅地について、擁壁や排水施設等の保全管理が常時適正に確保されるように、所有者、管理者等に対して、日頃から地すべりや崖崩れの兆候の早期発見に努めるよう注意喚起する。
- ・ 施設管理者は、空港において耐震対策が取られていない施設の耐震診断を実施し、必要な改修を実施する。

防災業務従事者の安全確保

- 関係機関は、応急・復旧建設工事従事者、消防職員・団員、警察官、水防団員の各々について安全確保対策を実施する。

地震減災行動計画の策定

- 県は、地震が発生した場合の人的・物的被害の軽減を目指し、効果的かつ効率的な地震・津波対策を講じるため、「地震減災行動計画」を策定し、本県の地震及び津波被害の減災目標と対策を定める。

下水道施設の液状化及び津波への対策

- 県及び市町村は、地域特性及び地盤を調査し、液状化の可能性がある場合は、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を適切に実施する。
- 県及び市町村は、浸水が想定されるポンプ場及び終末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、浸水対策の推進に努める。

(3) 災害時の情報提供の充実

(総務部、企画振興部、建設部、出納局、警察本部)

課題・教訓

- ・ 東日本大震災では、大規模な停電や通信施設の損壊などにより、一般電話や携帯電話がつながりにくい状況となった。
- ・ バッテリー切れや非常用発電機の燃料切れにより、防災行政無線や市町村に設置している県総合防災情報システムの端末局に、一部機能しないものがあった。
- ・ 住民が適切な避難行動を取るためには、正しい情報を入手することが重要であり、確実に情報を伝達できる仕組みづくりが必要である。

見直し内容

多様な情報伝達手段を活用した確実な情報伝達

- ・ 県及び市町村は、次のような多様な情報伝達手段を活用し、被害情報等の収集・伝達を図る。

県総合防災情報システム、県情報集約配信システム(情報の架け橋)、市町村防災行政無線、衛星携帯電話、IP告知システム、携帯電話メールシステム、ツイッター等のソーシャルネットワークワーキングサービス 等

次期秋田県総合防災情報システムの整備

- ・ 県は、現在の「秋田県総合防災情報システム」を更新し、最新の通信方式(高速・大容量のデジタル通信)を採り入れるとともに、端末局における停電時の電源供給能力が現在の7時間から72時間に向上した、災害に強いシステムを整備する。
(平成27年4月運用開始予定)

安否情報の収集・伝達

- ・ 県及び市町村は、大規模災害発生時には、国が整備した「安否情報システム」を活用し、避難住民や負傷住民等の情報の収集・整理、住民からの安否情報の照会に対する回答を行う。
- ・ 警察本部は、警察本部及び警察署に「行方不明者相談班」を設置し、行方不明者に関する届出の受理やデータ化、安否確認、県等に寄せられた情報の共有を行う。

各種防災システムへの非常用電源確保

- ・ 関係機関は、各種防災システムの非常用発電機等の整備、燃料確保、定期的な点検等を行う。
- ・ 関係機関は、非常用発電機やシステム等が、浸水等により停止しないよう浸水対策を実施する。

(4) 備蓄体制等の強化

(総務部、生活環境部)

課題・教訓

- 東日本大震災では、津波により広範囲にわたって甚大な避難者が発生したことから、大量の救援物資が必要となった。
- 発災当初は、救援物資が円滑に被災地に届けられず、また、新たなニーズへの対応、倉庫の確保等、物資管理に係る問題が発生した。
- 地震被害想定調査で想定された避難者数に対応できる備蓄計画を策定する必要がある。

見直し内容

物流事業者等と連携した救援物資の供給

- 県は、救援物資の輸送や、物資集積所における物資の受入・仕分け、災害対策本部への物流専門家の派遣等について、ノウハウを有する物流事業者と協定を締結し、協力を要請する。

備蓄計画の策定

- 一定程度の発生確率があり、避難者数が多くなると見込まれている北由利断層の地震(避難者約13.9万人)を想定し、県民や県・市町村の備蓄に関する役割分担を設定する。
- 自助・共助による備えが基本であることから、その役割を3割に設定するとともに、県・市町村を挙げて、家庭や地域における備蓄に関する啓発を強化する。
- 県及び市町村は、公助の役割である7割のうち、1/3を共同で備蓄するとともに、2/3を流通備蓄等により確保する。
- 県は各地域振興局管内に、市町村は避難所となる施設に、備蓄するよう努める。

【公 助】 7/10		【自助・共助】 3/10
1/3	2/3	
県と市町村の共同備蓄 3.2万人分	流通備蓄等 6.5万人分	家庭や地域の備え 4.2万人分

(5) 交通機能の確保

(総務部、建設部、警察本部)

課題・教訓

- ・ 東日本大震災では、交通網が寸断され応急・復旧活動に支障が生じた。
- ・ 災害時における効率的な緊急輸送を確保するために策定した「緊急輸送道路ネットワーク計画」を、地震被害想定調査の結果等を踏まえ見直す必要がある。
- ・ 大規模災害時における、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の連携体制を強化し、効率的な運用調整及び安全運航確保を図る必要がある。

見直し内容

道路・橋梁等輸送ネットワークの確保

- ・ 道路管理者は、道路啓開に際し、必要に応じて自衛隊をはじめとする防災関係機関との連携を図る。
- ・ 県及び関係機関は、道路の新設や防災拠点の変更等の経年変化及び最新の津波浸水想定等を踏まえて「緊急輸送道路ネットワーク計画」の見直しを図る。

緊急通行車両の交通確保

- ・ 公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるために、緊急の必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- ・ 公安委員会は、被災地への流入車両等を抑制する必要があるときは、被災地に隣接する県の公安委員会とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。
- ・ 県は、本県が被災した際は、高速道路会社等に災害派遣従事車両に係る有料道路料金の免除を申請し、免除決定後は他都道府県等に通知する。

秋田県ヘリコプター運用調整会議による体制整備

- ・ 県は、「秋田県ヘリコプター運用調整会議」において、大規模災害時における災害対策活動、安全運航確保、離着陸場の情報共有等の連携体制を確立する。
- ・ 関係機関は、大規模災害発生時において、災害対策本部に設置される「ヘリコプター等運用調整班」として、ヘリコプター等の運用調整を図る。

(6) 避難所の機能強化

(総務部、健康福祉部、生活環境部)

課題・教訓

- 東日本大震災では、避難所によっては、女性や子育てへの配慮が不十分で、衛生用品等の生活必需品の不足や、授乳や着替えをする場所がないことがあった。
- 災害時要援護者が必要とする生活環境が避難所に確保されなかったり、家族に要介護者や障害児者、乳幼児がいたことで、他の避難者との関係から避難所に行くことができず、ライフラインの供給が止まった中、在宅生活せざるを得ないことがあった。
- 風呂や仕切りの確保など、避難所生活の長期化による、生活環境に関するニーズの変化への対応が困難であった。
- 地震被害想定調査では、ライフラインの被害の大きさによって、復旧までに数週間を要する場合があります、避難生活の長期化につながる結果となった。

見直し内容

女性の視点を取り入れた避難所対策の実施

- 市町村は、男女別トイレの設置等、男女別ニーズの違いに配慮した避難者への対応や、プライバシー、安全・安心確保のための対策を実施する。
- 市町村は、妊産婦や乳幼児などに対して、栄養確保など健康維持のための生活面への配慮等、個別の状況に応じた対応をする。

災害時要援護者への支援の充実

- 市町村は、一般の避難所において、災害時要援護者支援班を設置し、避難所内の災害時要援護者を把握するとともに、必要に応じて福祉避難所への移送等を行う。
- 市町村は、災害時、必要と認められる場合は、直ちに福祉避難所を設置し、災害時要援護者を避難させる。また介助員等を配置するなど、必要な福祉・医療サービスが提供されるよう配慮する。

避難の長期化に対応した施設整備等

- 市町村は、避難が長期化した際に必要とする最小限の飲料水を確保するために給水の実施体制を整備する。
- 市町村は、仮設トイレや入浴施設など、最小限の生活を営むために必要な生活用水、消毒剤等の衛生用品を確保する。
- 市町村は、物資の調達・供給に当たっては、多様なニーズの把握に努める。

避難場所等の環境整備

- 市町村は、非常用電源の配置、燃料の備蓄、応急活動(医療救護、給食、情報伝達等)に必要な設備及び暖房施設の整備等を行う。
- 市町村は、プライバシーの保護など男女双方の視点に配慮した環境を整備する。

(7) 大規模停電への備え

(総務部、健康福祉部、農林水産部、出納局)

課題・教訓

- 東日本大震災の大規模停電では、照明や事務機器、暖房設備、揚水ポンプなど、電源を必要とするあらゆる機器が使用できず、ロウソクや反射式ストーブなどによる対応を余儀なくされた。
- 停電の長期化により、非常用発電機の燃料が枯渇し、電源喪失に陥った例があった。
- 避難所や重要な公共施設において、非常用発電機が確保されていないところがあった。
- 医療機器を使用する施設において、停電の長期化により、生命の危機が生じる恐れがあった。
- 県有施設では、種苗や動植物の管理施設において、停電による機器停止により、種苗生産、搾乳、保存等に障害が生じた。

見直し内容

避難所や防災拠点における非常用電源の確保

- 県は、「大規模停電対策計画」を新設し、避難所や公共施設等への非常用電源の整備、発電機の燃料確保、大規模停電を想定した訓練の実施等について定める。
- 県、市町村及び各種公共施設等の管理者は、避難所、防災拠点、福祉・医療施設、農業施設等について、非常用発電機の整備等を図る。

長時間の停電に備えた非常用発電機の燃料確保

- 非常用発電機を整備している施設の管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても、非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃から燃料の貯蔵と品質の維持に努める。

停電を想定した訓練の実施

- 非常用発電機を整備している施設の管理者は、停電時における運用方法(対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等)を定め、職員や利用者への周知に努める。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

2 大規模広域災害時における被災者対応等の強化

(1) 県境等を越えた被災住民の受け入れ

(総務部、企画振興部、健康福祉部、産業労働部、建設部、教育庁)

課題・教訓

- ・ 東日本大震災及び原発事故により、県内に多くの被災者が避難した。
- ・ 避難の長期化により、健康や生活、就労等、多様化するニーズへの対応が必要となった。
- ・ 就学支援を要する児童・生徒や、保育所への入所や幼稚園への就園を希望する幼児も多数含まれていた。
- ・ 大規模災害が発生した場合における応急仮設住宅の供給について、「住宅の建設」以外の選択肢を増やす必要がある。

見直し内容

全国知事会における広域応援の充実

- ・ 全国知事会の調整の下、都道府県は、応援を必要とする被災県に対し、複数ブロックにわたる全国的な広域支援を実施する。
- ・ 被災者を一時収容するための施設及び仮設住宅用地の提供及び斡旋を含む広域応援を実施する。

被災者の受入及びニーズに応じた支援の実施

- ・ 県及び市町村は、大規模災害発生時には直ちに県有施設、市町村有施設及び民間宿泊施設の受入可能状況を調査し、災害救助法に基づく受入要請があった場合は速やかに被災者を受け入れる。
- ・ 県及び市町村は、健康チェックを早期に実施するための体制の整備を検討する。
- ・ 県及び市町村は、被災者の避難所における生活状況を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズにあった支援を実施する。

避難所や応急仮設住宅への戸別訪問等による相談活動、
定期的な情報発信や情報交換、就労ニーズの把握と就労支援 等

幼児・児童・生徒の就園・就学等支援

- ・ 県は、被災により経済的な理由で就学が困難となった児童生徒が転入した場合は、市町村と連携して必要な就学援助策を実施する。
- ・ 県は、乳幼児が県内の幼稚園又は保育所に入園(入所)する際の負担軽減策を、市町村又は私立幼稚園等と連携して実施する。

(2) 広域防災拠点等の整備

(総務部)

課題・教訓

- 大規模災害時は、県外からの広域応援部隊や救援物資等を大きな被害のない地域に集結・集積させた上で被災地に展開・搬送するなどの、広域応援活動を円滑に行う必要がある。
- 東日本大震災では、内陸に位置する岩手県遠野市が、発災直後から沿岸の被災市町村の後方支援拠点として支援活動を行ったほか、自衛隊の活動拠点、全国からの救援物資の集積拠点の役割を果たした。
- 本県においても、大規模災害に備え、広域応援活動の拠点となる施設(広域防災拠点)を整備する必要がある。

見直し内容

広域防災拠点の整備

- 県は、広域防災拠点として、次の機能を果たす施設を指定する。
 - 県外等からの自衛隊、警察、消防等の部隊の集結場所又は活動拠点となるベースキャンプ(名称:「集結場所・ベースキャンプ」)
 - 救援物資の受け入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、市町村等に輸送する施設(名称:「一次物資集積拠点」)
 - 重症患者を広域搬送する空港において、症状の安定化等を図るために設置する臨時の医療施設(名称:「広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)」)

※ SCU・・・Staging Care Unit
- 県は、広域防災拠点の指定に当たっては、県内各地域で被災した場合や、県外からのアクセスの良さ、施設の被災の可能性を考慮し、県北・中央・県南の各地域に広域防災拠点を次のとおり指定する。

大館北秋地域:長根山運動公園、長木川河川緑地、北欧の杜公園、大館樹海ドーム、大館能代空港

秋田中央地域:県立中央公園運動広場、県立中央公園スカイドーム、秋田空港

横手大仙地域:大仙市総合公園、横手市赤坂総合公園、神岡中央公園屋内多目的施設「嶽ドーム」、協和多目的交流施設「樹パル」、秋田ふるさと村ドーム劇場

後方支援等の実施

- 広域防災拠点の所在する各市は、県、施設の所有者又は管理者、施設を使用する防災関係機関等と連携し、広域防災拠点等における被災地への後方支援に努める。

(3) 自治体間の相互支援

(総務部、健康福祉部、警察本部)

課題・教訓

- ・ 東日本大震災では、市町村庁舎の被災や職員自身の被災等により、行政機能に大きなダメージが生じたことから、行政機能の回復のため、多くの自治体からの職員派遣を余儀なくされた。
- ・ 大規模災害の発生に備え、自治体間の支援体制を整備し、有事の際には速やかに対応できるようにしておく必要がある。
- ・ 東日本大震災では、全国から多くの災害ボランティアが駆けつけたが、行政との連携が不十分であり、効果的な支援ができないことがあった。
- ・ 警察機能において、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣体制を拡充する必要がある。

見直し内容

被災自治体に対する県職員の派遣

- ・ 県は、被災都道府県又は被災市町村に対する県職員の派遣の必要性が生じた場合、その被害規模・内容に応じて人的支援要員の人数・職種を決定する。

県及び県内市町村の協定に基づく各種応援の実施

- ・ 県及び市町村は、「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、備蓄物資の提供、避難所の開設及び避難者の受け入れ、廃棄物処理等の応急活動に必要な施設や資機材の提供、応急活動に必要な職員の派遣等の応援を実施する。
- ・ 県内13市で独自締結している相互応援協定の実施に当たっては、県も連携して被災市に応援・調整を行う。

警察災害派遣隊の編成

- ・ 警察は、大規模災害発生直後から被災地に派遣し、短期間の活動周期で救助活動等を行う「即応部隊」と、災害が長期化する場合に派遣する「一般部隊」からなる「警察災害派遣隊」を編成し、災害の種類や規模を問わず幅広く対応する。

災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成

- ・ 市町村社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、市町村及び関係団体と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の作成に努める。

(4) 医療体制の整備

(健康福祉部)

課題・教訓

- ・ 東日本大震災では、災害医療派遣チーム(DMAT)や医療救護班が現地に派遣されたが、派遣された者と災害医療対策本部との連絡体制が不十分であったこと、既存のシステムを使いこなせないなどの問題が発生した。
- ・ 災害医療対策本部における関係者の派遣に係る調整等を担う専門的知識を持った医療関係者が必要である。
- ・ 災害医療対策本部の情報整理や指揮系統を明確化する必要がある。
- ・ 災害時においても医療機関に医薬品を供給するため、備蓄医薬品等の流通を確保する必要がある。

見直し内容

災害医療に関する情報システムによる情報共有

- ・ 県は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)、衛星電話等を活用した情報通信システムを整備し、災害医療に関する情報を収集し、市町村の災害対策本部等と情報を共有する体制を整備する。 ※ EMIS・・・Emergency Medical Information System
- ・ 県は、災害拠点病院においては、EMISの活用を考慮しつつ、最低限、衛星電話を保有し、また衛星回線インターネットが利用できる環境を整備する。
- ・ 県は、定期的にEMISや衛星電話による情報収集訓練を行うとともに、医療機関の担当者等を対象としたシステム等の操作方法の研修会を開催する。

秋田県災害医療コーディネーターの配置

- ・ 災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う者として、県災害医療対策本部長の指揮下に「災害医療コーディネーター」を、被災二次医療圏ごとに設置する地域災害医療対策本部に「地域災害医療コーディネーター」を配置する。

備蓄医薬品等の供給体制の確保

- ・ 医薬品等の卸業者は、医療機関等からの医薬品等の供給要請に対応できるよう、平時から災害時に医薬品等を調達できる流通ルート及びその方法を取り決めておく。
- ・ 県は、災害発生後に県外から支援供給される医薬品等の受入のため、平時から二次医療圏ごとに当該医薬品等の集積予定場所を複数選定する。

2 大規模広域災害時における被災者対応等の強化

(5) 防災拠点等への燃料油供給対策

(総務部、産業労働部)

課題・教訓

- 東日本大震災では、精油所等の被害による出荷停止、タンクローリーの流出や運送会社の被災等による輸送手段の欠如、ガソリンスタンドの被災等により、東北地方全域において燃料不足が発生した。
- 避難所の暖房用燃料、緊急支援車両の燃料、自家発電装置の燃料等の不足により、二次災害発生が懸念される状況に陥った。
- 本県においても、車両の燃料や暖房用燃料の不足が生じ、ガソリンスタンドに給油待ちの行列ができた。燃料油供給の回復の見通しがつかず、県への問い合わせが多数あった。

見直し内容

緊急支援車両や避難所等への優先給油

- 県は、緊急支援車両や避難所の暖房などに必要な燃料の不足が見込まれる場合、大規模災害に対応したガソリンスタンドの整備に取り組む秋田県石油商業協同組合・秋田県石油商業組合と締結している協定に基づき、当該車両、施設等への優先給油を要請する。
- 県は、県内における燃料の在庫不足又は石油元売り各社からの県内への燃料の供給不足が見込まれる場合、政府に対し、本県への優先給油を要請する。

燃料油供給に関する情報提供

- 県は、災害発生時、石油流通関係企業等から燃料油に関する情報を収集するとともに、それらの関係機関と連携しながら、県民へ情報を提供する。

(6) 行政機能の維持・確保等

(総務部、健康福祉部、生活環境部、警察本部)

課題・教訓

- ・ 東日本大震災では、津波により庁舎の倒壊や職員の被災、住民データの流出などにより、行政機能が著しく低下し、災害対応や住民サービスの提供が困難であった。
- ・ 被災地における遺体処理において、現場の関係機関相互の連絡・調整が不十分で業務遂行に支障があった。
- ・ 大規模災害時の対応強化のため災害対応組織を見直す必要が生じた。
- ・ 東日本大震災では、津波堆積物や漁具・漁網などの処理困難な廃棄物のほか、自地域内の施設では処理しきれないほど大量の廃棄物が発生したことから、近隣市町村や県境を越えた自治体での処理が必要となった。

見直し内容

災害対策本部の即応体制等の強化

- ・ 県は、気象庁から特別警報が発表された場合は、速やかに災害対応ができるよう、直ちに災害対策本部を設置する。
- ・ 県は、災害対策本部事務局に、航空調整班、消防調整班、遺体処理班など、災害の状況に応じて設置する班を新設する。
- ・ 県は、現地対策本部において、被災市町村からの応援要請に基づき、避難所運営等の支援を実施する。

県の現地派遣班による積極的な情報収集

- ・ 県は、市町村が災害対策本部を設置した場合や、市町村から被害報告が円滑に行われない場合、災害対策現地派遣班の派遣を検討する。
- ・ 県は、市町村機能が著しく低下したと認められる場合は、現地派遣班の派遣や航空機等を活用した積極的な情報収集を実施する。
- ・ 県は、市町村に速やかに職員を派遣できるよう、市町村毎の派遣職員を予め指定するなど、市町村へのサポート体制を強化する。

業務継続計画(BCP)の策定

- ・ 県及び市町村は、地震発生時のヒト、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務を特定し、当該業務の継続に必要な人員及び資材の確保や補強・代行手段の明確化等により、大規模地震時であっても適切に業務を遂行する。

※ BCP・・・Business Continuity Plan

遺体処理・埋火葬等の協力体制の整備

- 各実施機関相互の協力体制のもとに、大規模な地震に伴う建物の倒壊、火災及び津波等により死者が多数発生した場合、遺体処理及び埋火葬等を迅速かつ円滑に行う。
- 市町村は、遺体安置所について、避難所、医療救護所とは別の場所を選定することなどに留意の上、あらかじめ指定する。

震災廃棄物の再資源化と広域処理

- 市町村は、廃棄物の種類や量を適切に把握した上、受入れ可能な県内施設のほか、民間処理業者も利活用し、再資源化やリサイクルを考慮して処理する。
- 県は、県内だけで対応できない場合は、他の都道府県での広域処理を活用することとし、国による受け入れ先調整のもと、都道府県や県外市町村、処理業者に支援を求める。

3 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し

(1) 最近の風水害・雪害等を踏まえた対策

(総務部、企画振興部、建設部)

課題・教訓

- ・ 風水害、雪害、土砂災害、竜巻など、毎年多数の被害が発生しており、自然災害から県民の生命・財産を守るために、防災対策の充実・強化が求められている。
- ・ 8月9日に発生した大雨災害では土砂災害により犠牲者も発生しており、これを踏まえた対策が求められている。
- ・ 関係機関が連携し、県民が迅速な避難等、適切な行動をとれるよう、必要な情報を適時に確実に伝達する必要がある。

見直し内容

避難勧告等の具体的な発令基準の設定と確実な伝達

- ・ 市町村は、降水量、河川水位、気象予警報の発表等の客観的な指標に基づき、災害種別毎に避難勧告等の避難情報について具体的な発令基準を設定する。
- ・ 県は、市町村に対し、具体的な発令基準の設定に必要な情報の提供等、支援を行う。
- ・ 市町村は、不在者への避難情報の伝達手段についても定めるよう努める。
- ・ 県、市町村及び防災関係機関は、被害情報の収集活動にあたっては、複数の情報伝達システムを構築し、確実に伝達するものとする。

「土砂災害危険箇所」周知のための取組強化

- ・ 土砂災害危険箇所については、県のホームページや市町村のハザードマップで公表しているが、県は、住民の適切な避難行動につながるよう、市町村と連携し、自治会や集落単位での「危険箇所マップ」の作成、住民への説明、避難訓練の実施、看板の設置など、危険箇所の周知を進める。
- ・ 県は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定を進める。

雪下ろし注意情報の発表

- ・ 県は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表し、市町村の防災行政無線等を通じて、県民に注意を喚起する。

豪雪地帯対策基本計画の推進

- ・ 県及び関係機関は、本県における雪害の防除、産業の振興、生活環境の整備・改善等に関して今後講ずべき豪雪地帯対策の基本方向を定めた「秋田県豪雪地帯対策基本計画」を推進する。

(2) 火山対策の強化

(総務部)

課題・教訓

- 噴火時等の避難体制に係るより効果的な火山防災体制を構築するため、内閣府は「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」を取りまとめ、地域における火山防災対策の充実を求めている。
- 気象庁はこの指針を受けて、避難行動等、住民がとるべき具体的な防災行動を分かりやすく記載した「噴火警戒レベル」の運用を開始し、平成21年には「秋田駒ヶ岳」に、平成25年には「秋田焼山」に導入した。
- 県では、平成23年の地域防災計画の修正で新たに「火山災害対策」の編を新設したところだが、東日本大震災以降、他県では火山活動の活発化の兆候を示す事象も見受けられており、本県においても、火山防災への取組を一層強化していく必要がある。

見直し内容

火山防災協議会の設置

- 県は、平常時から関係機関相互の意見交換や情報共有を図り、噴火発生時等における避難等の防災対応についての検討及び調整を行うため、国、県、市町村、学識経験者等から構成される「火山防災協議会」を設置し、関係機関の連携体制を強化する。

火山防災マップの整備

- 関係機関は、噴火時等に火山現象の影響が及ぶ危険性のある地域について、住民、一時滞在者等が円滑に避難できるように、誰が、いつ、どこから、どこへ、どのように避難するかを分かりやすく表示した「火山防災マップ」を整備する。

(3) 帰宅困難者対策

(総務部、観光文化スポーツ部)

課題・教訓

- ・ 東日本大震災では、交通網の寸断等により公共交通機関が運休した結果、多くの帰宅困難者が発生した。
- ・ 帰宅困難者の混乱を防止し、安全な帰宅を支援するため、一時滞在施設の確保や道路情報・運行情報の提供等、有事に備えた各種対策が必要である。

見直し内容

一時滞在施設の確保及び物資の提供

- ・ 市町村は、関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努める。
- ・ 公共交通機関の運行管理者、駅・空港等の施設の管理者は、市町村と連携し、上記に加え、運行情報を随時提供する。
- ・ 県は、市町村及び関係機関から帰宅困難者支援について応援要請があった場合は、一時滞在施設の確保及び物資の提供に努める。

民間事業者との連携

- ・ 県は、帰宅困難者支援に関する協定に基づき、フランチャイズチェーン各社に対し、各店舗で水道水や道路情報等の提供を要請する。

情報伝達手段の確保

- ・ 交通拠点に避難している帰宅困難者に対しては、交通事業者による広報等が重要となることから、交通事業者は、行政やマスコミ等との情報伝達をスムーズに行えるようにするほか、複数の通信手段を使用できるよう合同で訓練を行うなど、関係機関相互間における連絡手段や協力体制を確保し情報の共有を図る。

3 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し

(4) 防災意識向上のための普及啓発

(総務部、教育庁)

課題・教訓

- 東日本大震災では、津波により多くの犠牲者が発生した。こうした中、長年にわたり防災教育に取り組んできた岩手県釜石市では、津波襲来時に小中学生が適切な避難行動をとったことから、学校の管理下にあった小中学生からは、一人も犠牲者が出なかった。
- 地震・津波等に対する正しい知識を身につけるため、教育機関における防災教育や、地域での防災研修など、県民の防災意識向上の取組が重要である。

見直し内容

教育活動全体を通じた防災教育の実施

- 各学校等では、地域社会の実情及び幼児・児童・生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育を推進する。
- 県教育委員会では、各種研修会の実施による教職員の指導力の向上、各学校等への外部指導者の派遣、学校防災体制の確認と助言、副読本や学習参考資料等の提供等を実施する。
- 各学校等では、危機管理マニュアル・学校安全計画の作成及び見直しや、幼児・児童・生徒への教科指導・学級指導・全体指導などを実施するほか、教職員に対しては、校内研修会を通じ、災害、防災に関する専門的知識の涵養を図る。

擬似体験施設更新等による防災教育の充実強化

- 県は、消防学校の擬似体験施設をリニューアルするとともに、地震体験車を配備し、学校や地域における防災教育を充実強化する。

自主防災組織の強化

- 県は、市町村が行う自主防災組織の結成促進等の取組を推進するため、自主防災アドバイザーの派遣やリーダー講習会の実施など、自主防災組織活動の活性化に向けた取組を行う。

秋田県地域防災計画(案)の構成

第1編 総則

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 計画の目的			○	
第2節 計画の性格			○	
第3節 計画の対象となる災害		○		・自然災害の定義に「竜巻」「崖崩れ」「土石流」等を追加。
第4節 防災に関する組織及び実施責任		○		・防災会議委員に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を追加。
第5節 計画の修正			○	
第6節 計画の推進			○	
第7節 防災関係機関の処理すべき事務 又は業務の大綱		○		・指定地方公共機関として、(株)秋田ケーブルテレビ、(一社)秋田県建設業協会を追加。
第8節 活動体制計画		○		・災害対策本部の即応体制、県から市町村への現地派遣体制を強化。
第9節 職員の動員・派遣計画		○		・災害対策本部等の体制の見直しに応じて修正。
第10節 秋田県の概況			○	
第11節 秋田県の人口推移と高齢化			○	
第12節 防災に関する調査研究の推進			○	

【備考】

新規 …節を新設したもの。

※ 内容が新規のもののほか、現行計画の記載内容を再構成して節を新設したものを含む。

拡充 …取組内容を充実または見直したもの。

継続 …現行の取組を継続するもの。

※ 名称変更、データの時点修正等の軽微な修正にとどまるものを含む。

第2編 一般災害対策

○ 第1章 災害予防計画

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 防災知識の普及計画		○		・学校等において、教育活動全体を通じた防災教育を推進。 ・擬似体験施設や地震体験車の配備等により防災教育を充実強化。
第2節 自主防災組織等の育成計画		○		・自主防災アドバイザーの派遣、リーダー講習会実施等、自主防災組織の活動の活性化のための取組を強化。
第3節 防災訓練計画		○		・昼間、夜間など様々な条件を想定し、学生、企業、自主防災組織など多様な主体と連携した防災訓練の実施。
第4節 災害情報の収集・伝達計画		○		・県の各種情報システムや携帯電話メール等の多様な情報伝達手段の活用、非常用電源の整備等により、情報伝達体制を強化。
第5節 通信・放送施設災害予防計画		○		・次期秋田県総合防災情報システムの整備等により通信体制を強化。
第6節 水害予防計画		○		・洪水や津波発生時における水害予防施設として八郎潟防潮水門を追加。
第7節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画			○	
第8節 火災予防計画		○		・住宅用火災警報器の設置を促進。
第9節 危険物施設等災害予防計画		○		・都市ガス施設の耐震対策の充実・強化。
第10節 建築物災害予防計画			○	
第11節 土砂災害予防計画		○		・「危険箇所マップ」の作成、看板設置等による土砂災害危険箇所の周知、土砂災害危険区域の指定の推進等により土砂災害対策の取組を強化。
第12節 公共施設災害予防計画		○		・福祉・医療施設における自家発電装置の整備等、ライフラインの確保を強化。
第13節 風害予防計画			○	
第14節 雪害予防計画		○		・雪下ろし注意情報の発表による注意喚起。 ・豪雪地帯対策基本計画に基づき雪害防除等の対策を推進。
第15節 農林漁業災害予防計画			○	

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第 16 節 危険物等大量流出災害予防計画			○	
第 17 節 文化財災害予防計画			○	
第 18 節 特殊災害予防計画		○		・海上災害について、各防災関係機関の役割を明確化。
第 19 節 廃棄物処理計画		○		・広域支援を円滑に行うために近隣道県等との連絡体制を整備。
第 20 節 避難計画		○		・各種災害の特性を踏まえた避難場所等の確保と避難の長期化に対応した環境の整備。 ・客観的な指標に基づき避難勧告等発令基準を具体化。
第 21 節 医療救護計画		○		・災害医療対策本部への災害医療コーディネーターの配置、情報通信システムの整備等、災害時の医療提供体制を強化。
第 22 節 災害時要援護者支援計画		○		・一般避難所における災害時要援護者支援班の設置、福祉避難所への移送等、災害時要援護者対策を充実。
第 23 節 災害ボランティア活動支援計画		○		・災害ボランティアセンターの迅速な設置や円滑な運営のためのマニュアルを整備。
第 24 節 企業防災促進計画		○		・防災訓練の実施、BCPの策定促進、相談体制の整備など企業防災促進の取組を強化。
第 25 節 大規模停電対策計画	○			・避難所、公共施設において非常用電源を計画的に整備。 ・大規模停電を想定した避難訓練の実施。
第 26 節 広域防災拠点整備計画	○			・自衛隊や消防等の集結場所や救援物資の受け入れ等の機能を果たす広域防災拠点を整備。 ・市町村による後方支援の実施。
第 27 節 備蓄計画	○			・地震被害想定調査結果を踏まえ、自助・共助・公助により役割分担し備蓄を推進。

○ 第2章 災害応急対策計画

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 自衛隊への災害派遣要請計画		○		・自衛隊が効率的に活動できるように、派遣部隊の集結場所等を提供。
第2節 広域応援計画		○		・全国知事会の広域応援の充実、県及び県内市町村相互の応援の実施。 ・県境等を越えた被災者の受入体制の整備、ニーズに沿った就労・就学支援等、被災者支援の取組を充実。 ・警察災害派遣隊の編成により広域派遣体制を強化。
第3節 予報、警報等の発表・伝達計画		○		・特別警報を追加。
第4節 災害情報の収集・伝達計画		○		・災害対策現地派遣班等を活用し情報収集活動を実施。 ・安否情報システムの活用、警察の「行方不明者相談班」により安否情報収集・伝達体制を強化。
第5節 孤立地区対策計画			○	
第6節 通信運用計画		○		・新しく指定地方公共機関となった秋田ケーブルテレビの計画を追加。
第7節 広報計画		○		・広報内容に燃料油情報、避難経路情報、警察関連情報等を追加。
第8節 避難計画		○		・女性の視点を取り入れ、男女のニーズの違い、妊産婦や乳幼児等に配慮した避難所運営を実施。 ・帰宅困難者に対して、一時滞在施設を確保し、民間事業者と連携して物資及び情報等を提供。
第9節 消防・救助活動計画		○		・防災業務従事者の安全対策を強化。
第10節 消防防災ヘリコプター活動計画		○		・秋田県ヘリコプター運用調整会議により、関係機関相互の連携体制を確立。
第11節 水防活動計画			○	
第12節 災害警備計画			○	
第13節 緊急輸送計画		○		・道路啓開に関しては、必要に応じて自衛隊や防災関係機関と連携。 ・緊急時において、交通規制の実施等により緊急交通路を確保。
第14節 救援物資の調達・輸送・供給計画	○			・物流事業者と連携し、救援物資の受入、仕分け、輸送を実施。
第15節 給食・給水計画			○	
第16節 優先給油計画	○			・石油商業協同組合との協定に基づき緊急支援車両や避難所等への優先給油を要請。 ・燃料油供給に関する情報の提供。
第17節 医療救護計画		○		・災害医療情報の共有、備蓄医薬品の供給等、医療提供体制を強化。

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第 18 節 災害ボランティア活動支援計画		○		・ N P O 等各種ボランティア団体との連携を強化。
第 19 節 公共施設等の応急対策計画			○	
第 20 節 危険物施設等応急対策計画			○	
第 21 節 危険物等運搬車両事故対策計画			○	
第 22 節 防疫、保健衛生計画			○	
第 23 節 動物管理計画		○		・ 避難所等に飼養動物を同伴できる環境を整備。
第 24 節 廃棄物処理計画		○		・ 廃棄物の種類や量に応じ、再資源化やリサイクルを考慮した処理や、他都道府県の支援による広域処理を実施。
第 25 節 遺体処理・埋火葬計画		○		・ 大規模災害発生時における遺体の収容、検視、埋火葬等の実施について、各実施機関の協力体制を整備。
第 26 節 文教対策計画			○	
第 27 節 住宅応急対策計画		○		・ 災害救助法の応急仮設住宅として、借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報を市町村に提供。
第 28 節 海上災害応急対策計画			○	
第 29 節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画			○	
第 30 節 航空機事故応急対策計画			○	
第 31 節 原子力施設災害対策計画	○			・ 放射性物質のモニタリング、食品の検査測定、健康相談等、各種体制を整備。
第 32 節 災害救助法適用計画		○		・ 適用基準の具体化。

第3編 地震災害対策

○ 第1章 地震被害想定等

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 秋田県の活断層			○	
第2節 地震被害想定調査		○		・新たな地震被害想定調査の結果や特徴について記載。
第3節 積雪期の地震			○	
第4節 地震観測体制			○	
第5節 地震に関する知識			○	
第6節 地震・津波等に関する調査研究			○	

○ 第2章 災害予防計画

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 計画的な地震防災対策の推進		○		・効果的かつ効率的な地震・津波対策を講じるために「地震減災行動計画」を策定。
第2節 災害情報の収集・伝達計画			○	
第3節 火災予防計画			○	
第4節 建築物災害予防計画		○		・県有建築物、学校等の耐震対策を強化。宅地の災害防止を推進。
第5節 公共施設災害予防計画		○		・河川管理施設、空港、下水道等の耐震対策を強化。
第6節 農業災害予防計画		○		・ため池等の耐震性調査を行い、その結果を踏まえ、安全な使用を推進。
第7節 積雪期の地震災害予防計画			○	
第8節 行政機能の維持・確保計画	○			・大規模な地震災害発生時でも適切に業務を遂行するために業務継続計画（BCP）を策定。
第9節 緊急輸送道路ネットワークに関する計画		○		・道路の新設や防災拠点の経年変化及び新たな地震被害想定を踏まえ、緊急輸送道路ネットワーク計画を見直し。

○ 第3章 災害応急対策計画

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 地震情報の伝達計画			○	
第2節 ライフライン施設応急対策計画			○	

第4編 津波災害対策 (新設)・津波対策強化のため津波に特化した編を新設。

○ 第1章 津波被害想定等

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 津波防災の基本方針	○			・最大クラスの津波を想定し減災を基本方針とした津波対策を推進。
第2節 津波被害想定		○		・新たな地震被害想定調査による津波浸水域等を記載。
第3節 津波観測体制			○	
第4節 津波に関する知識			○	

○ 第2章 災害予防計画

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 避難体制整備計画	○			・最大クラスの津波への対策については、避難所の見直し、ハザードマップの作成など、避難を中心とした各種対策を実施。
第2節 防災知識等普及計画		○		・津波発生時に円滑な避難を実現するために様々な機会に多様な手段による津波防災の啓発や教育を実施。
第3節 津波防御施設等の整備計画	○			・発生頻度の高い津波をもとに設計した津波の水位をもとに、沿岸域の海岸保全施設等の津波防災対策を推進。

○ 第3章 応急対策計画

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 情報伝達計画	○			・東日本大震災を踏まえ気象庁が見直した津波警報・注意報等を関係機関に伝達。

第5編 火山災害対策

○ 第1章 火山防災と秋田県の活火山

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 火山防災の基本理念			○	
第2節 秋田県の活火山			○	

○ 第2章 災害予防計画

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 計画の方針			○	
第2節 防災訓練計画			○	
第3節 防災情報の収集・伝達計画		○		・火山防災マップの整備を推進。
第4節 農林漁業災害予防計画			○	
第5節 入山規制計画			○	
第6節 火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等		○		・火山防災協議会の設置により関係機関の連携体制を強化。

○ 第3章 災害応急対策計画

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 噴火警報等の伝達計画			○	

○ 第4章 災害復旧計画

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 災害復旧計画			○	

○ 第5章 継続災害への対応

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 避難計画			○	
第2節 安全確保計画			○	
第3節 被災者の生活支援計画			○	

○ 第6章 都道府県相互間地域防災計画

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 都道府県相互間地域防災計画			○	

第6編 災害復旧計画

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
第1節 公共施設災害復旧計画		○		・ 空港、下水道施設の災害復旧計画を追加。
第2節 財政負担に関する計画			○	
第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画			○	
第4節 農林漁業経営安定計画			○	
第5節 被災者の生活支援計画			○	
第6節 義援金の受入及び配分に関する計画			○	
第7節 激甚災害の指定に関する計画			○	

〔 災害記録 〕

項 目	新規	拡充	継続	見直し概要等
大雨・洪水、風害、干ばつ、冷害、雹害、土砂災害、火災、地震、津波の災害記録		○		・ 最近の災害記録を追加。

※ 見直し区分（新規・拡充・継続）別の合計 …… 新規 11、拡充 52、継続 55